

平成23年度介護職員等によるたんの吸引等研修（特定の者対象）指導者養成研修時（24.1.11）の質疑について

厚生労働省に確認した結果については下記のとおりです。

Q 1

今後実際に医療的ケアを行うに当たって、経管栄養などは1～2時間と時間がかかるが、ヘルパーは最後まで付きそう必要があるのか。

A 1

ケース・バイ・ケースであり、主治医の指示を仰ぎながら判断することになる。いずれにしても、マニュアルの注意事項を十分留意して行うこと。

Q 2

「指導者マニュアル」の214ページに「チューブをはずす」とあるが、ヘルパーがはずしてもいいのか。210ページには「介護職員は、チューブをいじりません。」とある。

A 2

利用者のお身体についているチューブ、ボタンの破損、抜けがないかなどの固定の確認は、看護師・家族が行うことになり、介護職員は行わない。

ただし、お身体から離れた部分のチューブを外すことは、マニュアルどおりに注意し、介護職員が行う。この場合でも嘔吐がみられるなどの異常があれば、「吐瀉物の誤飲がないように顔を横に向け口腔内の吸引を行い、家族や看護師に知らせる」こと。

Q 3

医師等の指示書、喀痰吸引等計画書、喀痰吸引等実施状況報告書の様式は示されるのか。また医師の指示書は有料なのか。

A 3

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として必要な様式については、国の方でひな形を示す予定としている。

指示書が有料か否か、また有料ならば報酬単価に上乘せするのもも含め、現在国において検討中。